

件名	愛媛県議会議員及び愛媛県知事の資産等の公開に関する条例
主管課	県民活動推進課
根拠法令等	証券取引法等の一部を改正する法律（平成 18 年 6 月 14 日公布）
<p>【改正の概要】</p> <p>証券取引法の一部改正に伴う規定整備</p> <p>（資産等報告書等の提出又は作成）</p> <p>第 2 条 議員又は知事は、その任期開始の日（・・・）において有する次の各号に掲げる資産等について、当該資産等の区分に応じ当該各号に掲げる事項を記載した資産等報告書を、同日から起算して 100 日を経過する日までに、議員にあっては愛媛県議会議長に提出し、知事にあっては作成しなければならない。</p> <p>(5) <u>金銭信託</u> <u>金銭信託の元本の額</u></p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">削る</p> <p>(6) <u>証券取引法</u>（昭和 23 年法律第 25 号）第 2 条第 1 項及び第 2 項に規定する有価証券（株券にあっては、規則で定めるものに限る。）種類及び種類ごとの額面金額の総額（株券にあっては、株式の銘柄及び株数）</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>(5) <u>金融商品取引法</u></p>	
施行日	証券取引法等の一部を改正する法律の施行の日
<p>【その他参考事項】</p> <p>1 法改正の目的</p> <p>金融・資本市場をとりまく環境の変化に対応し、投資者保護のための横断的法制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者保護ルールの徹底 ・利用者利便の向上 ・「貯蓄から投資」に向けての市場機能の確保 ・金融・資本市場の国際化への対応 <p>2 主な改正の内容</p> <p>投資性の強い金融商品を幅広く対象とする横断的な制度の整備等</p> <p>証券取引法の題名を「金融商品取引法」（いわゆる「投資サービス法」）に改正</p> <p>集団で投資を行う契約（「集団投資スキーム」）に関する包括的な定義規定を設けるなど、対象商品を拡大</p> <p>「証券会社」「証券取引所」の名称は引き続き使用など</p>	